（単点観測法による山村境界基本調査点測量）

第四十三条　観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

2　単点観測法により観測された山村境界基本調査点の座標値は、周辺の山村境界基本細部点等との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

（次数の制限）

第四十四条　山村境界基本調査点測量（単点観測法によるものを除く。）における山村境界基本調査点の次数は、山村境界基本細部点等を基礎として、多角測量法にあっては二次まで、その他の方法にあっては一次までとし、基準点等（補助基準点を除く。）又は山村境界基本三角点を基礎として求めた山村境界基本調査点の通算次数は、五次までとする。

（山村境界基本調査点の明示）

第四十五条　山村境界基本調査点測量は、現地に測量上の位置を明示して行うものとする。ただし、既設の工作物を利用する場合でその位置が明示されているものについてはこの限りでない。

（観測、測定及び計算）

第四十六条　山村境界基本調査点測量における観測及び測定は、令別表第四に定める誤差の限度に準じて、当該誤差の限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2　山村境界基本調査点の座標値は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、山村境界基本調査点成果簿に取りまとめるものとする。

3　山村境界基本調査点の位置及び番号は、山村境界基本調査点測量図に取りまとめるものとする。

4　山村境界基本調査点測量図には、前項に規定するもののほか、山村境界基本調査基準点の位置及び番号並びに相隣る山村境界基本調査点を結ぶ線を記載するものとする。

5　山村境界基本調査点測量図の縮尺は、二千五百分の一又は五千分の一とする。

6　山村境界基本調査点測量図の一部において当該山村境界基本調査点測量図の縮尺では山村境界基本調査点の状況を所要の精度をもって表示することが困難である場合には、当該部分について所要の精度をもって表示するに足りる縮尺の明細図を別に作成することができる。

第五章　山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿

（山村境界基本調査図原図及び山村境界基本調査簿案）

第四十七条　山村境界基本測量を終了したときは、山村境界基本調査図原図及び山村境界基本調査簿案を作成するものとする。

2　前項の山村境界基本調査図原図は、現地調査図、山村境界基本三角点成果簿、山村境界基本多角点成果簿、山村境界基本細部点成果簿、山村境界基本調査点成果簿及び山村境界基本調査点測量図に基づいて作成するものとする。

3　山村境界基本調査図原図の一部において当該山村境界基本調査図原図の縮尺では山村境界基本調査点の状況を所要の精度をもって表示することが困難である場合には、当該部分について所要の精度をもって表示するに足りる縮尺の明細図を別に作成することができる。

4　第一項の山村境界基本調査簿案は、山村境界基本三角点成果簿、山村境界基本多角点成果簿及び山村境界基本細部点成果簿に基づいて作成するものとする。

（山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿）

第四十八条　前条において作成した山村境界基本調査図原図及び山村境界基本調査簿案について、法第十七条の規定による手続が終了したときは、それぞれを山村境界基本調査の成果としての山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六号

国土調査施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第二項の規定に基づき、山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令を次のように定める。

平成二十三年一月十九日　国土交通大臣　大畠　章宏

山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令

国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第二項の国土交通省令で定める地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式のうち、山村境界基本調査作業規程準則（平成二十三年国土交通省令第五号）第四十八条に規定する山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式は、別記様式第一及び別記様式第二に定めるところによるほか、地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）に定める地籍図及び地籍簿の様式を定める省令（昭和五十三年総理府令第三号）に定める地籍簿の様式の例による。

別記様式第一　山村境界基本調査図様式

第1部　記号

区分	記号 形状及び大きさ	記号 線幅及び色	記号の表示の方法
基本三角点 基準点（補助基準点を除く。） 電子基準点		0.2 黒	0.2、1.0、3.5等の数字は、それぞれ0.2mm、1.0mm、3.5mm等を表示するものとする。
基本多角点		0.2 黒	
補助基準点		0.2 黒	
山村境界基本三角点		0.2 黒	
山村境界基本多角点		0.2 黒	
山村境界基本細部点		0.2 黒	
基本水準点 基準水準点		0.2 黒	
山村境界基本調査点		0.2 黒	
山村境界基本調査補助点		0.2 黒	
山村境界基本調査点（山村境界基本調査補助点を含む。）の結合線		0.15以内 黒	